

## 公有財産貸付契約書（案）

広島県水道広域連合企業団三次事務所（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置に関し、次のとおり契約を締結する。

（設置場所及び面積等）

第 1 条 自動販売機の設置場所並びに貸付面積及び設置台数は、次の表に掲げるとおりする。

| 施設名称  | 設置場所                                               | 貸付面積（㎡） | 台数（台） |
|-------|----------------------------------------------------|---------|-------|
| 寺戸浄水場 | 三次事務所庁舎 1 階の外壁に付けて設置（屋外：庇有）し、設置位置は三次事務所庁舎正面に向かって左端 | 1.955   | 1     |

（貸付期間等）

第 2 条 貸付期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、期間の更新は行わないものとする。なお、自動販売機の設置及び撤去の日は、甲乙協議の上、貸付期間内で甲が指定する日とする。

2 乙は、貸付期間の満了前に契約を解約しようとするときは、その 3 月前までに、甲に対し、書面により通知しなければならない。

（設置条件等）

第 3 条 乙は、第 1 条に記載の貸付面積の範囲内に使用済み容器の回収ボックスを安全かつ通行及び施設の運営等の支障とならないよう設置しなければならない。

2 回収ボックスを他社と共同設置する場合は、両者間で回収方法を協議し、責任を明確にしたうえで適切に回収・処理すること。

（指定用途等）

第 4 条 乙は、第 1 条に記載の設置場所は、自動販売機の設置以外の用途に使用してはならない。また、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わないこと。

(貸付料)

第5条 貸付料は、設置した自動販売機の売上月額に対し、100分の〇を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により算定した額に、10円未満の端数があるときは、その端数は10円に切り上げるものとする。

3 売上手数料率は、貸付期間中は改定しないものとする。

4 乙は、設置した自動販売機の各月ごとの売上数及び売上実績額を、当該月の翌月の10日までに、書面により甲に報告しなければならない。

(貸付料の納付)

第6条 乙は、前条に定める貸付料を、甲が定める日までに納付しなければならない。

(光熱水費及び納付)

第7条 乙は自動販売機の運転に必要な光熱水費を全額負担するものとし、乙においてあらかじめ自動販売機に設置した専用メーターの指示値により計測した電気使用量を基に、甲が算定した額とし、甲が定める日までに納入しなければならない。

(遅延損害金)

第8条 乙は、納付期限までに貸付料又は光熱水費を納付しない場合は、納付期限の翌日から納付した日までの期間に応じ、当該未納金額に年3.0パーセントの割合を乗じて算出した額(100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を遅延損害金として甲に支払うものとする。ただし、光熱水費を乙が電力会社に直接支払っている場合を除く。

(費用負担)

第9条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去等に係る費用は、乙の負担とする。

(管理義務)

第10条 自動販売機で販売する商品の補充、賞味期限、金銭管理等その他の自動販売機の維持管理は、乙の責任において行うものとする。

2 回収ボックスからの容器の回収及び処理は、乙の責任においてこれを行う。  
なお、回収頻度は、回収ボックスから容器が溢れないよう十分に配慮するとともに、周辺環境の美化に努めること。

3 乙は、衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うとともに甲へ報告するものとする。

4 自動販売機の故障、苦情等は、乙の責任において対処するものとし、自動販売機に連絡先を明記するものとする。

(第三者への損害の賠償義務)

第 11 条 乙は、自動販売機を設置したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができる。

(商品等の盗難及び破損)

第 12 条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の金銭の盗難又は毀損については、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

2 乙は、自動販売機又は当該自動販売機で販売する商品が汚損又は毀損したときは、自己の負担によって速やかに復旧しなければならない。

(転貸又は譲渡の禁止)

第 13 条 乙は、本契約による権利及び義務を、転貸し又は譲渡してはならない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対して催告その他何らの手続きを要することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) この契約に先立ち乙から提出された各種提出書類に虚偽の記載が確認されたとき。

(3) 本契約に基づき設置した自動販売機に係る事業の継承が困難であることを、乙の申出により甲が認めたとき。

(4) 乙が甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(5) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(6) 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

- 2 乙は、前項第1号から第5号の規定による本契約の解除がなされたとき、甲に対して補償を請求することはできない。
- 3 第1項第1号又は第2号の規定に該当することにより甲が本契約を解除した場合、乙は、契約解除を受けた日より6月は三次事務所が行う自動販売機設置事業者の募集に応募できないものとする。

(暴力団等の排除措置)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時本契約に類する契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）に協力し、若しくは関与している者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団等（暴力団及び暴力団員等が経営を実質的に支配し、又はこれに関与していると認められる法人、組合その他の団体をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等に資金その他の財産上の利益を提供し、又はこれらのものに便宜を供与することにより、積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団等、暴力団員等、又はこれらのものが経営若しくは運営に実質的に関与し、若しくはこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人、組合その他の団体であることを知りながら、これらのものの威力を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の生計の維持又は経営に暴力団等又は暴力団員等の実質的な関与があると認められるとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 16 条 乙は、契約の履行にあたり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

(貸付物件の返還)

第 17 条 貸付期間が終了したとき又は前条の規定により契約を解除されたときは、乙は、直ちに、自己の負担において設置場所を原状に回復したうえで明け渡さなければならない。ただし、甲と乙との間で、同じ設置場所において期間の満了の日の翌日を始期とする新たな貸付契約が締結される場合はこの限りではない。

(移設)

第 18 条 乙は、貸付期間中に甲から自動販売機の移設を求められたときは、甲が指定する場所への移設に応じるものとする。その際、移設にかかる費用があったとしても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第 19 条 第 17 条の規定により設置場所を明け渡す場合において、乙が自動販売機の設置に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、この契約の終了の場合において、乙は、その買取りを請求することができない。

(契約の費用)

第 20 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 21 条 この契約に関する訴えの管轄は、広島地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第 22 条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 三次市三次町 5 0 1 番地  
広島県水道広域連合企業団  
三次事務所  
三次事務所長 山本 政幸

乙